

答 申

1 審査会の結論

異議申立人がいなべ市長(以下「実施機関」という。)に対して、平成16年6月7日付けで行った、いなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号。以下「市条例」という。)に基づく「平成15年11月26日付け伊勢新聞に掲載された広告に関する その目的等のわかる企画書 金額がわかる資料」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、実施機関が市条例第9条第3号に該当し、また、ただし書きのア、イ又はウのいずれにも該当しないとして部分公開決定したことは、妥当でなく全て公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成16年6月7日付けで市条例に基づいて行った本件公開請求の部分公開決定処分取消を求めるものである。

3 実施機関の部分公開決定の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本件公開請求は部分公開が妥当である、というものである。

「その目的等のわかる企画書」に関しては、市条例第9条各号のいずれにも該当せず、公開が妥当である。

「金額がわかる資料」に関しては、市条例第9条第3号本文に該当し、ただし書きのア、イ又はウのいずれにも該当せず、非公開が妥当である。

当該情報は、広告掲載に係る料金に関わる情報であり、法人等の販売及び営業上の事項に属する情報と考えられる。広告料金は、当該新聞社又は依頼主の事情により異なることが考えられる。他の広告依頼主が広告料金の異なること等を知ることにより当該新聞社との信頼関係を損ねるおそれがあり、当該新聞社に営業上の支障が生ずることが予想される。また、今後の他の取引活動へ影響を及ぼすなど、営業活動に支障を生ずるおそれもある。さらに、他の新聞社に対しても、当該新聞社の規定料金の値引率が明らかになれば、新聞社間における競争上の支障も生ずると判断する。

なお、実施機関は、公開決定に際して、第三者である新聞社に対し、意見照会を行ったうえで、「金額がわかる資料」については、非公開が妥当であると判断とした。

4 異議申立ての理由

異議申立て人の主張を総合すると、次の理由により、本件対象公文書は公開が妥当である、というものである。

情報公開に関する判例を見ても食料費等で領収書の開示は当たり前のごとく多数の判決が出ている。

相手先の伊勢新聞は、地域(エリア)をカバーする地方新聞社である。この地域特性を活かした紙面であり、営業活動(広告等)をしており、全国紙と自ら差別化戦略を打ち出している。広告金額でも独自の価格体系であり、第9条第3号に言う「競争上の地位・・・」云々は当たらない。開示しても営業上支障はないものとする。報道機関が同じ企画で役所によって価格が違う事自体が不審を招く。

## 5 審査会の判断

### 基本的な考え方について

条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

### 市条例第9条第3号（法人等情報）の該当性について

本号本文は、事業活動に係る情報で、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害されると認められる情報は、非公開とすることとし、本号ただし書きは、法人等の社会的責任及び公益性確保の観点から、法人等情報であっても、事業活動から生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生じる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要であると認められる情報は、本号本文に該当する場合であっても、公開することができるとしたものである。

地方公共団体の契約に関しては、その価格等の公正さを担保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により一般競争入札の方法によるべきことを原則としており、その例外とされる随意契約等についても同様に価格等の公正さは担保されなければならない。地方公共団体と契約する法人等は、行政の透明性等確保の要請から、民間企業と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるをえないと考えられる。したがって、地方公共団体との契約を締結する法人等において、契約内容の公開請求により当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害されると認めるためには、一般の経済的取引における契約内容の開示とは異なり、当該公開により、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の重要な秘密や独自のノウハウが明らかになるなどの特別な事情が必要であると解されている（奈良地裁平成10年1月26日判決・平成9年（行ウ）3号）。この判決について、当審査会も概ね賛同できるものである。

本件についてみると、当該新聞社の広告料金が明らかになったとしても、市条例第9条第3号にいう「競争上の地位・・・・・・・・・・を害する」程の具体的な支障は見当たらない。また、広告料金が明らかになることで、当該市町村若しくは他の市町村又は一般企業との営業上において若干のやりにくさは推測されるものの、「その他正当な利益を害するもの」に該当するとは認めがたい。したがって、本件については前述のような特別な事情はないと考えられ、実施機関が主張する市条例第9条第3号（法人等情報）には該当しないと判断する。

## 6 いなべ市情報公開審査会委員

[ 職 名 ]	[ 氏 名 ]
会 長	渡 辺 八 尋
会長職務代理者	木 村 良 夫
委 員	宮 本 長 和
委 員	笠 井 誠之助
委 員	岩 崎 恭 彦

別 紙

審査会処理経過

[ 年 月 日 ]	[ 審査会の処理経過 ]
H16. 8.23	諮問書受理
H16. 9.15	第 1 回審議、実施機関の説明
H16.11.17	第 2 回審議、異議申立て人意見書提出
H16.12.15	第 3 回審議、実施機関の反論書書提出
H17. 1.19	第 4 回審議及び答申骨子のまとめ
H17. 2.16	答申